

大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

東京都キャップ&トレード制度の特徴

東京都のキャップ&トレード制度は、ビルが多い東京の特徴や、事業者からの声などを踏まえ、都内の事業所の実態にあった仕組みが盛り込まれています。その中から代表的な7つの特徴を紹介します。

都市型のキャップ&トレード制度

キャップ&トレード制度は、対象事業所での確実な削減を担保できる仕組みとして、EU、アメリカ、アジアなど各国への広がりを見せています。

東京都では、業務部門のエネルギー消費が全体の4割と大きく、この分野での削減がきわめて重要であるため、工場などの産業部門に加えて、ビルなどの業務部門の事業所をも対象とした都市型のキャップ&トレード制度を導入しました。

目標実現に向け、事業所の実態に合わせて削減を義務付け

東京都は「2020年までに温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標を定めています。

キャップ&トレード制度では、目標実現に必要な削減量等をもとに事業所に対し、2010～2014年度までの5年間は「大幅削減に向けた転換始動期」と位置づけ、削減義務率を8%または6%とし、次の5年間は「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」と位置づけ、17%または15%の削減を義務付けています。

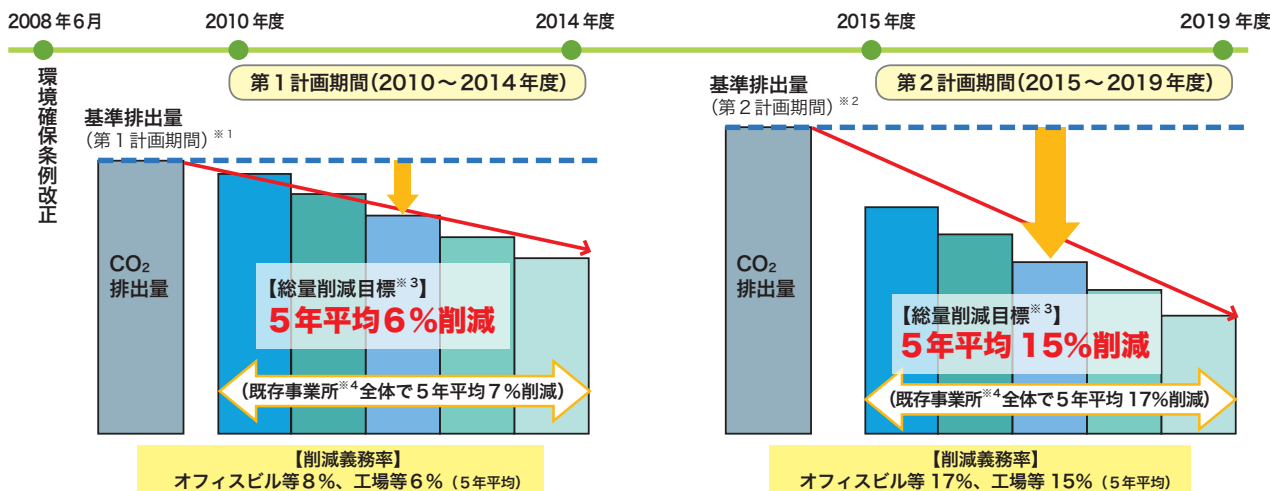
事業所の取組を評価

早期対策実施を評価するため、基準年度を直近だけでなく2002年度まで遡って設定できる仕組みとしています。また、削減の取組が極めて優れた事業所は「トップレベル事業所」と認定し、削減義務率を1/2又は3/4に緩和する仕組みを導入しました。

事業所での省エネを重視

本制度では、他の事業所の削減量等を取得して義務履行が可能ですが、まずは当該事業所自らで省エネを実行することが重要としており、条例にもそ

5年毎に2つの計画期間を設定



の旨を明記しています。

省エネを進めてもらうため、事前に排出枠を配布するのではなく、事後に削減義務量以上に削減した分だけ取引できる仕組みとしました。また、計画期間を単年度ではなく5年間とすることで、省エネの計画・実施がしやすい工夫しています。

テナントでの対策促進のための仕組み

テナントビルでビル全体の排出量削減を実現するには、オーナーとテナントの協力関係が必要です。そこで、テナントの協力が得られる仕組みづくりとして、対象事業所内の全テナントにオーナーの省エネ対策に協力することを義務付けるとともに、大規模テナントには削減対策の計画書の作成・提出を義務化しました。

制度の信頼性を確保する 検証制度

排出量算出は、第三者によって適正であることを検証する必要があります。東京都は、制度開始時より各種検証ガイドラインを策定し、検証機関により検証の精度に差がでないようにしています。

さらに検証機関に対しても評価制度を導入し、事業者が検証機関を選ぶ際の参考になるよう検証精度の高い優秀な検証機関を毎年度公表しています。

エネルギー供給側にも低炭素化を促す仕組み【第2計画期間】

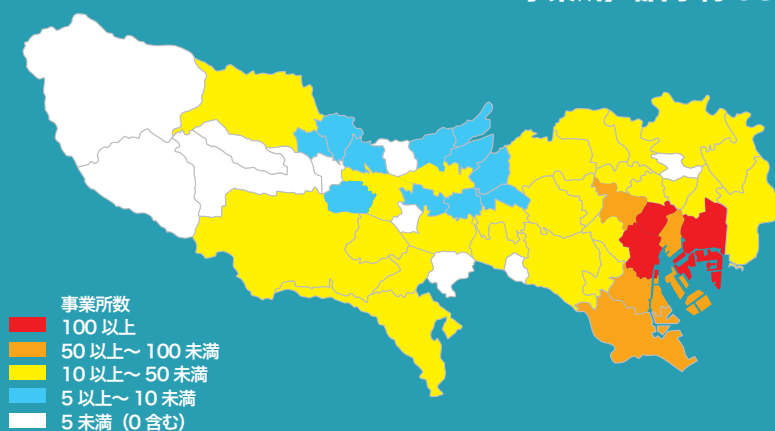
本制度では、エネルギーの需要側である対象事業所での省エネ対策を重視していますが、第2計画期間（2015年度～）からは、電気及び熱の供給事業者のCO₂排出係数の改善を促すため、東京都が認定する排出係数の小さい供給事業者から、対象事業所が電気又は熱を受け入れた場合にCO₂削減相当として認める「低炭素電力等の選択の仕組み」を導入しました。

対象事業所の概要

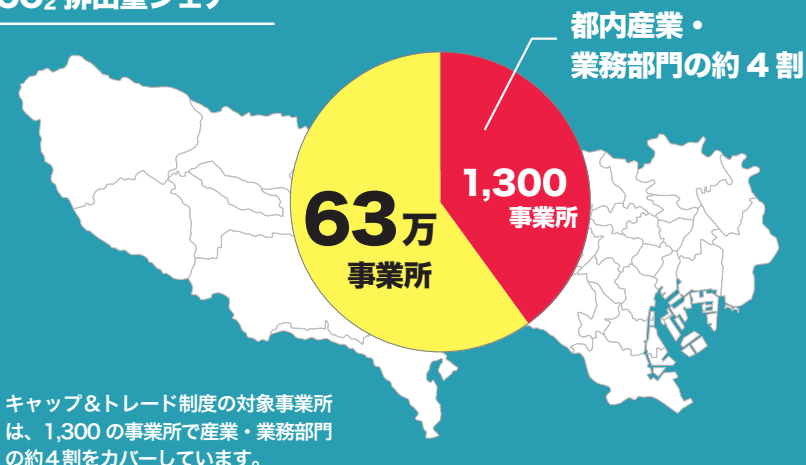
キャップ&トレード制度 対象事業所数

約 **1,300**

事業所/都内 約 63 万



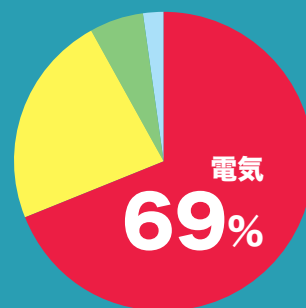
都内産業・業務部門の CO₂ 排出量シェア



燃料別の CO₂ シェア

- 電気 69%
- 都市ガス 23%
- 冷水・温水・蒸気 6%
- その他 2%

燃料別では、総 CO₂ 排出量の 69% が電気を占めています。また、事務所ビルでは総 CO₂ 排出量の 76% が電気となっています。



電力使用量

2012 年度の
全対象事業所

19,000 百万 kWh

都市型キャップ&トレード制度の対象事業所は、都内電力使用量の約 1/4 を占めています。